

証券コード8919
2025年6月9日

株 主 各 位

群馬県桐生市美原町4番2号
株式会社カチタス
代表取締役社長 新井 健 資

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://katitas.co.jp/ir/news.html>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IRニュース」より「ニュース一覧」の中から「第47期定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カチタス」または「コード」に当社証券コード「8919」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただけますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館） 6階「阿蘇」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



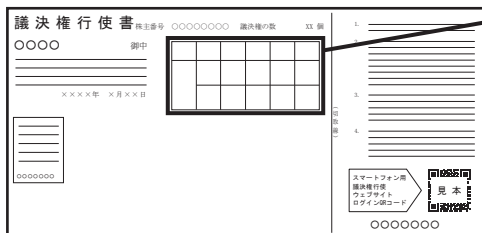
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br><b>株主総会にご出席される場合</b><br>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。<br><br>日 時<br>2025年6月24日（火曜日）<br>午前10時<br>(受付開始：午前9時30分) | <br><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b><br>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。<br><br>行使期限<br>2025年6月23日（月曜日）<br>午後6時到着分まで | <br><b>インターネットで議決権を行使される場合</b><br>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。<br><br>行使期限<br>2025年6月23日（月曜日）<br>午後6時入力完了分まで |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

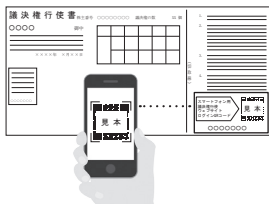
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

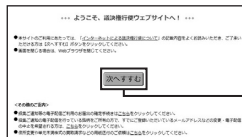
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

## 第47期

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料や輸入物価上昇を価格転嫁した企業が業績回復したことや、円安を背景としたインバウンド需要が増加したことにより景気動向は緩やかに回復基調となっております。しかしながら、日銀による政策金利の引き上げや前述の価格転嫁に伴う消費者の生活コスト上昇など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、中低所得者層を主な顧客層として「新築」「中古」「賃貸」に代わる「第四の選択肢」を提供することを目指し、商品化が難しい築古の戸建物件を取扱い、そのままでは住むことができない状態の物件にリフォームで価値を足して販売しております。

販売面においては、賃貸住宅にお住まいのファミリー層を中心に「低価格で高品質の住宅に住みたい」というニーズは好調に推移いたしました。生活コスト上昇に対応するために低価格帯の住宅を提供するなどの販売方針を継続し、お客様のニーズに合った住宅を提供することで、販売件数は前連結会計年度比で増加いたしました。また、販売件数の増加に伴い売上高も前連結会計年度比で増加いたしました。

仕入面においては、中古住宅のリスクを見極め、再生可能かつ利益を確保できる物件を厳選して仕入れを行う方針としております。そのような中、安定的な成長に向けて買取りの行動量を増やした結果、仕入件数は前連結会計年度末と比較して大幅に増加いたしました。また、仕入れた物件の商品化にも注力した結果、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は前連結会計年度末と比較して増加し、在庫不足を解消し、成長に向けた在庫を確保いたしました。

利益面においては、前述の低価格帯の住宅を提供する施策をはじめとした粗利向上施策が継続的に寄与したことから、売上総利益率は前連結会計年度比1.8ポイント上昇いたしました。また、販売費及び一般管理費は、今後の安定成長に向けた人材採用と育成の投資を継続することに加えて、

社員のモチベーション向上を図るために決算特別賞与354百万円の支給を決定したことにより人件費が増加した結果、前連結会計年度比8.8%増加となりました。

この結果、当連結会計年度の業績については、販売件数は7,372件（前連結会計年度比2.8%増）、売上高は129,537百万円（前連結会計年度比2.2%増）、営業利益は14,222百万円（前連結会計年度比12.2%増）、経常利益は13,876百万円（前連結会計年度比12.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,550百万円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。

国税当局との消費税の会計処理に関わる裁判に関連して、当社グループ従来の会計処理と国税当局が主張する計算方法との乖離する金額である消費税等差額の影響を除いた調整後営業利益は16,160百万円（前連結会計年度比9.5%増）、調整後経常利益は15,814百万円（前連結会計年度比9.8%増）、調整後親会社株主に帰属する当期純利益は10,889百万円（前連結会計年度比10.3%増）となっております。

なお、当社グループは中古住宅再生事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社グループは、長期的な事業拡大及び企業価値の向上には、安定的な資金調達を実施することが重要と考えております。当社グループは、地方を中心に展開するビジネスモデルであることを踏まえ、地方金融機関との関係構築を目的に地方銀行を含む取引金融機関と2022年3月25日にシンジケートローンによる金銭消費貸借契約を締結（以下、「本契約」という。）しております。また、新たに2023年11月28日付金銭消費貸借契約書を締結（以下、「追加契約」という。）した上で1行取引金融機関が増え2025年3月末現在では17の取引金融機関と契約を締結し追加で融資を受けております。

本契約は、2023年3月31日にコミットメントライン極度額を従前の40億円から80億円へ増額し、追加契約と合わせて総額345億円のシンジケートローンとして組成されており、当連結会計年度末現在の借入金残高は265億円となっております。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 44 期<br>(2022年3月期) | 第 45 期<br>(2023年3月期) | 第 46 期<br>(2024年3月期) | 第 47 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 101,269              | 121,341              | 126,718              | 129,537                           |
| 経 常 利 益(百万円)             | 12,697               | 13,833               | 12,321               | 13,876                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 6,845                | 6,091                | 8,497                | 9,550                             |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 88.71                | 78.66                | 109.23               | 122.22                            |
| 総 資 産(百万円)               | 62,644               | 66,304               | 77,366               | 83,329                            |
| 純 資 産(百万円)               | 32,752               | 35,768               | 40,341               | 45,719                            |
| 1株当たり純資産 (円)             | 421.45               | 458.69               | 516.73               | 584.67                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産は小数第2位未満を四捨五入して表示しております。
4. 第47期の状況は「1. (1) ① 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 44 期<br>(2022年 3 月期) | 第 45 期<br>(2023年 3 月期) | 第 46 期<br>(2024年 3 月期) | 第 47 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 3 月期) |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 69,922                 | 81,802                 | 89,149                 | 89,709                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 9,616                  | 10,912                 | 10,426                 | 11,458                            |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 4,894                  | 5,469                  | 7,247                  | 7,965                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 63.43                  | 70.63                  | 93.17                  | 101.94                            |
| 総 資 産(百万円)     | 54,199                 | 56,517                 | 67,495                 | 71,435                            |
| 純 資 産(百万円)     | 26,550                 | 28,943                 | 32,267                 | 36,059                            |
| 1株当たり純資産 (円)   | 341.17                 | 370.90                 | 413.18                 | 461.14                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産は小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名     | 資 本 金 | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------|-------|--------|---------------|
| 株式会社リプライス | 75百万円 | 100.0% | 中古住宅再生事業      |

### ③ その他の重要な企業結合の状況

株式会社ニトリホールディングス（以下、「ニトリ」という。）は、当社の議決権を34.2%所有しており、当社はニトリの持分法適用の関連会社であります。



#### (4) 対処すべき課題

##### 1. 経営方針

当社グループは、経営理念として「未来への扉を。『くらしに価値タス』ことを通じて、地域とお客様に。」を掲げ、中古住宅買取再販事業を通じて、お客様の住まい方と地域の社会課題を解決し、人々の生活に一つでも多くの価値を提供することを目指し、経営を進めております。

##### 2. 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「日本で一番、ひとびとの暮らしを豊かにする会社」を目指し、第4次中期経営計画（2026年3月期から2028年3月期）を策定いたしました。第4次中期経営計画期間においては、「家売るならカチタス。家を買うならカチタス」という世界観を実現すべく、年間販売件数1万件を目指してまいります。

「低価格で高品質の住宅に住みたい」というお客様のニーズは底堅く、また、空き家を中心とした当社グループの仕入対象となる物件も数多く存在していることから、当社グループの供給能力を向上させることが第4次中期経営計画期間中も課題であると判断しております。そのため、営業人員数の増加と育成、生産性の向上、リフォーム企画や仕入チャネルの多様化等の各種基本戦略を推進してまいります。とりわけ、日本における世帯の小規模化・多様化する住まい方に合わせて、お客様のニーズに合わせたリフォーム企画による商品づくりに取り組んでまいります。その結果として、当社グループの重要目標達成指標（KGI）を営業利益20,000百万円（年平均成長率12.0%）と設定し、一層の成長を図ってまいります。並びに、自己資本利益率（ROE）を20%以上、配当性向を50%以上かつ累進配当とすることを目指してまいります。

##### 3. 対処すべき課題

###### ① サステナビリティ経営

###### i. 環境面（Environment）

近年、サステナビリティ経営が企業の社会的責任として求められ、SDGsに代表される社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要となっております。当社グループの中古住宅再生事業は、新築住宅建築と比較してCO<sub>2</sub>排出量や木材使用量を大幅に抑えていることから環境保護に寄与し、循環型経済の一翼を担う事業と認識しております。

現在においても、住宅の断熱性能の向上を図るために、一部の物件については内窓を設置、断熱材の充填や、床下断熱材の吹付などのリフォーム

工事を実施しております。しかしながら、このような断熱性能を向上するリフォームは、寒冷地を中心とした当社グループの一部の住宅に対しての取り組みであり、今後、より多くの住宅に対して断熱性能向上のリフォームを実施すると共に、低コストで実現可能な住宅の省エネ性能向上のためのリフォーム工法を検討し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に一層努めてまいります。

#### ii. 社会面 (Social)

地方都市を中心に増加する空き家を再生して流通させることで、社会課題である全国の空き家問題の解決を図りながら、地域の活性化にも貢献できるものと考えております。また、当社の販売する住宅の平均販売価格は同エリアの新築の半額程度となっております。そのため、生活コストが上昇する中において、従来持ち家に手が届かなかったお客様にも清潔・安心かつ、手ごろな価格の住宅を提供しております。

#### iii. ガバナンス面 (Governance)

ガバナンス面に関しましては、少数株主利益の保護を意識し、お客様視点・経済合理性の観点からの経営判断に努めております。なお、2025年3月期のニトリとの取引金額は70百万円で、販促活用で利用するニトリ商品券が56百万円を占めております。今後も社会課題の解決を堅実に図りながら持続可能な成長の実現を目指すことをテーマに取り組んでまいります。

### ② 人材の確保と育成の強化

当社グループでは、仕入物件の選定・調査・仕入、リフォームの企画、販売活動といった一連の工程を従業員が一気通貫で行う独自の体制を取っており、優秀な人材を確保・育成していくことが成長に向けたドライバーであると認識しております。また、全国各地の販売網に人材を供給するため、優秀な人材を全国的に採用する必要があります。継続して新卒の定期採用活動を行っている結果、2025年3月31日時点で在籍する新卒入社の従業員数は601名とグループ全体のうち半数以上が新卒定期採用により入社した社員となっております。また、組織力強化を図る目的で2025年4月より人材組織開発室を設置し、充実した社内教育・研修制度、業績評価に連動した報酬制度、リフレッシュ休暇制度の拡充、定期的なエンゲージメントサーベイの実施によるコンディションの測定等を実施することで、従業員個々人の能力向上を促し、従業員一人一人の長所を活かし、モチベーションを高めながら成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

### ③ 生産性（従業員一人当たりの売買件数）の向上

当社グループでは、上記のとおり一連の工程を従業員が一気通貫で行う独自の体制を取っております。そのため、従業員一人当たりの売買件数を

生産性と定義し、この件数の維持向上が成長に向けた経営課題であると認識しております。

また当社グループは仕入後にリフォーム工事を行い、販売を行うことから、販売用不動産の仕入計上から売上計上までに一定の期間を要しております。物件取得からお客様への引渡しまでの期間が長期化することは資金効率の悪化を招くと共に生産性を低下させる可能性があります。そのため、ビジネスフローにおいて各種システムへの投資を実施し、生産性向上のための取り組みを継続して実施してまいります。

また、当社グループは保有物件が地理的に散在しているために、従業員の物件に移動する時間を短縮することが生産性向上の課題となります。そのため、未出店エリアへの出店や小型店舗を出店することを通じて、移動効率の向上を図ってまいります。

#### ④ 商品力の向上・管理の徹底

当社は、仕入前に当社独自のチェックリストに基づいて営業担当者がリフォーム協力会社及び白蟻調査会社も交えた三者立会いによる入念な調査を可能な限り実施して品質の良いリフォーム済み中古住宅の販売を行っております。また、当社が事業展開する地域における旧耐震物件の新耐震適合化するためのリフォームの推進により安心にお住まいいただく取組みや、世帯の小規模化、多様化する住み方など変化するお客様のニーズに対応したリフォーム企画を行っております。

このような取組みを通じて、当社グループは、中古住宅も適切な調査とリフォームにより安心にお住まいいただけるという社会的認知度・お客様満足度を高め、既存住宅流通を活性化させるという社会的責任を担っていると自負しております。商品力を更に高めるためには、住宅という商品作りの担い手であるパートナー工務店ネットワークの維持・拡充が重要であるとの認識から、定期的な事例研究の場を設け、品質の高いリフォーム済み住宅の安定的な提供に全力を傾けてまいります。

#### ⑤ 当社グループの認知度の向上

当社は「買取りのカチタス」としてブランディング戦略を立て、2013年7月より地方部を中心にテレビCMやラジオCMを行っており、2013年10月以降、3ヶ月に一度継続的に社名認知度調査（毎回、テレビCM実施エリアを中心とした10道県をローテーションして1,100件に対しWEBアンケートにて実施）を実施しております。

2025年2月調査では、テレビCM実施エリアに限れば48.3%の社名認知を獲得するに至りました。さらに「『家売る先の会社』と言われてどこ

が思い浮かびますか？」との設問（選択肢を提示しない純粹想起による回答）に対しては、大手不動産会社を抑えて当社が13.3%と1位の想起を得ております。引き続き認知度向上のため地方エリアにおけるCMを始めとするプロモーションを継続的に強化してまいります。

⑥ 金融機関との安定した取引

当社グループは、不動産仕入等に要する運転資金調達のため金融機関からの融資を必要としております。また、現状、当社グループの借入は主にシンジケートローンによる借入であることから、シンジケートを構成する各金融機関との良好な関係維持が重要であります。当社グループは過去の実績により金融機関からの信用力が向上し銀行借入の無担保化を実現し、機動的な仕入れが可能となっております。継続して健全な財務状況の確保と迅速かつ正確な適時開示を行うことで金融機関との強固かつ良好なパートナーシップを築き、安定的かつ継続的な融資取引を図ってまいります。

⑦ 内部管理体制とコンプライアンスの強化

当社グループは、取締役会による内部統制の構築及び監査役による業務監査を行うことで、常に法令等を遵守すると共に適切な経営が行われる管理体制を構築しております。しかし、多様化・複雑化する法令・制度及び社内規程等に抵触するケースが生じる可能性は否定できません。これらの違反等に対応するために、代表取締役社長、管理本部長、営業部長、常勤監査役、社外監査役、内部監査室室長、管理部長等が出席し、原則として毎月1回コンプライアンス委員会を開催しております。また管理担当役員をコンプライアンス担当役員に任命し、コンプライアンス担当役員、監査役を中心に法令等の遵守状況を定期的に確認するためのセミナーや業界団体の勉強会に参加してまいります。また、社内に向けても定期的にコンプライアンス事例の共有等を図りながら注意喚起を行うことで、企業全体としてコンプライアンス意識を醸成し、倫理観の高い組織風土を継続的に構築してまいります。

⑧ ニトリとの業務提携

当社は、2017年4月に、ニトリとの間で、それぞれが有する技術、ノウハウ、商流・物流ネットワークその他経営資源を相互に利用し、両社の事業価値の最大化を図ることを目的に業務提携契約を締結しております。これまでの取り組みとしてニトリ製のエアコンを設置した住宅の販売や販売活動でのニトリ商品券の活用等を行ってまいりました。また、当社グループの販売用不動産に付加価値を付けると共に、お客様が購入後の生活空間をイメージし易くすることを目的として、ヴァーチャルでニトリの家具を

設置し、その様子をWEB上でお客様が確認できるヴァーチャルホームステージングを実施しており、実際にお客様からのお問い合わせの増加並びに成約率向上等の効果が得られています。今後も、ニトリとの業務提携を通じたシナジー効果を発揮すべく、お客様の利便性向上及び両社のコストダウンに資する施策の具体化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業区分      | 主 要 な 内 容                                          |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 中古住宅再生事業  | 中古の戸建住宅を中心に仕入れ、リフォームを行った上で販売する事業                   |
| そ の 他 事 業 | 賃貸事業（テナントビル、マンション、アパート等の賃貸）、仲介事業及び保険代理店事業等の不動産関連事業 |

(6) 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社 群馬県桐生市美原町4番2号  
MSIマネジメントセンター 群馬県桐生市琴平町3番12号  
東京本部 東京都中央区新川2丁目9番11  
PMO八丁堀新川9階

② リプライス

本社 愛知県名古屋市中区栄1丁目9番16号  
NFビルディング3階

③ 当社及びリプライスの営業所網

|       | 当 社 | リプライス | グループ合計 |
|-------|-----|-------|--------|
| 東 京 圏 | 12  | 2     | 14     |
| 名古屋圏  | 9   | 2     | 11     |
| 大 阪 圏 | 7   | 1     | 8      |
| 北 海 道 | 9   | 1     | 10     |
| 東 北   | 21  | 1     | 22     |
| 関 東   | 13  | 1     | 14     |
| 中 部   | 21  | 2     | 23     |
| 関 西   | 2   | 0     | 2      |
| 中 国   | 12  | 2     | 14     |
| 四 国   | 7   | 1     | 8      |
| 九 州   | 22  | 1     | 23     |
| 合計    | 135 | 14    | 149    |

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|----------|-------------|
| 中古住宅再生事業 | 852(36)名 | 54名増(8名減)   |
| 全社(共通)   | 70(29)   | 11名増(―)     |
| 合計       | 922(65)  | 65名増(8名減)   |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 737(40)名 | 42名増(2名減) | 33.7歳 | 6.6年   |

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| シンジケートローン(注) | 26,500百万円 |

(注) 株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする計17社の取引金融機関からの協調融資によるものであります。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年5月13日に公表しました「当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る上告不受理の決定に関するお知らせ」に記載したとおり、当社は、2020年4月28日に関東信越国税局（以下、「国税当局」という。）より受領した「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（以下、「本件更正処分等」という。）について、国税当局に対し本件更正処分等の取消しを求める訴訟を提起しておりましたが、2025年5月9日、最高裁判所より上告審として受理しない旨の決定がなされました。これにより、当社の請求を棄却した東京地方裁判所の判決を維持した、2024年5月30日付の東京高等裁判所の判決（敗訴）が確定いたしました。

なお、本決定による2025年3月期の業績に与える影響はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- |            |      |                   |
|------------|------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 160,000,000株      |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 78,650,640株       |
|            |      | （自己株式453,724株を含む） |
| ③ 株主数      | 普通株式 | 7,255名            |
| ④ 大株主      |      |                   |

| 株 主 名                                                                                  | 普通株式持株数     | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 株式会社ニトリホールディングス                                                                        | 26,712,420株 | 34.16%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（信託口）                                                            | 8,648,300株  | 11.06%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                     | 6,592,400株  | 8.43%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505001                                          | 5,556,313株  | 7.11%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>505223                                          | 2,352,153株  | 3.01%   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC<br>UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT<br>TREATY ACCOUNT | 1,657,600株  | 2.12%   |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044                                                     | 1,121,422株  | 1.43%   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY<br>FUNDS                                         | 1,102,300株  | 1.41%   |
| THE BANK OF NEW YORK 133652                                                            | 1,016,500株  | 1.30%   |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                                                                        | 919,400株    | 1.18%   |

（注）当社は自己株式として、普通株式453,724株を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|---------------|--------|-------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 9,468株 | 3名          |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (4)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (4) 会社役員の状況

##### ① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                         |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 新 井 健 資 | 株式会社リプライス代表取締役会長                                                                                                                     |
| 取 締 役   | 横 田 和 仁 | 管理本部長<br>株式会社リプライス取締役                                                                                                                |
| 取 締 役   | 牛 嶋 孝 之 | グループ戦略推進室長<br>株式会社リプライス代表取締役社長<br>兼営業部長                                                                                              |
| 取 締 役   | 白 井 俊 之 | 株式会社ニトリホールディングス代表取締役社長、株式会社ニトリ取締役、株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長、株式会社ニトリデジタルベース代表取締役会長、株式会社Nプラス取締役、株式会社ニトリファニチャー取締役、株式会社ニトリパブリック取締役、株式会社島忠取締役 |
| 取 締 役   | 熊 谷 聖 一 | 日本印刷株式会社代表取締役社長、一般財団法人夢チャレンジ財団評議員、株式会社荻野屋社外取締役、株式会社ヘリックスジャパン社外取締役、株式会社ヴェスパー社外取締役、株式会社さくらユナイテッドソリューション社外取締役、イニシアス株式会社社外監査役            |
| 取 締 役   | 佃 秀 昭   | 株式会社ボードアドバイザーズ代表取締役社長                                                                                                                |
| 取 締 役   | 須 藤 実 和 | 株式会社プラネットプラン代表取締役、株式会社アシックス社外取締役、株式会社コーセー社外取締役、株式会社関電工社外取締役、公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人日本バレーボール協会副会長、公益財団法人日本サッカー協会理事                 |
| 監 査 役   | 早 瀬 敏 希 | 株式会社リプライス監査役                                                                                                                         |
| 監 査 役   | 福 田 述   | 株式会社ニトリホールディングスアライアンス推進室室長                                                                                                           |
| 監 査 役   | 市 川 祐 生 | 佐藤新総合法律事務所<br>株式会社アクシスパートナーズ社外取締役                                                                                                    |

| 地 位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                           |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 角 田 朋 子 | 株式会社Lumiere代表取締役、角田朋子公認会計士事務所代表公認会計士、ハウスコム株式会社社外取締役、太陽誘電株式会社社外取締役監査等委員 |

- (注) 1. 取締役のうち、熊谷聖一氏、佃秀昭氏及び須藤実和氏の3名は、社外取締役であります。また、監査役のうち市川祐生氏及び角田朋子氏の2名は、社外監査役であります。
2. 社外取締役の熊谷聖一氏、佃秀昭氏及び須藤実和氏並びに社外監査役の市川祐生氏及び角田朋子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役の須藤実和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役の市川祐生氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役の角田朋子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が補填されることとなります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議（2024年7月23日付取締役会にて一部改定）しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されているこ

とを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の枠内（注）で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味し、適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、個人別業績に連動する金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

（注）①2002年1月15日開催の臨時株主総会の決議において、年間報酬総額300百万円以内

②2021年6月25日開催の定時株主総会の決議において、上記①の枠内で譲渡制限付株式報酬を年額40百万円以内、かつ2万株以内

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、役割、貢献度、目標到達度等を加味しながら、決定するものとする。

なお、退職慰労金制度については、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給（支給は各取締役の退任時）をもって終了する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、中長期的な業績向上に貢献する意識を高めることも目的とした、個人別業績に連動する金銭報酬とし、①売上・営業利益の単年度の予算達成度(取締役の職掌により連結か単体かは異なり、また、売上の予算達成度を指標とするのは一部の取締役のみ。)、②予算達成のために重視する主要KPI達成度(取締役の職掌によりKPIの内容は異なる。)及び③中長期の安定成長を実現するための基盤づくりに対する評価(定性的要素)、④サステナビリティKPIの達成度を考慮して1年分の金銭報酬額を決定し、12等分したうえで、上記2.の月例の固定報酬とともに支給する。

また、非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とする。取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式報酬としての株式の数または額については、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案した上で、株主総会で決議された枠内で、毎年1回、取締役会の決議によって決定し、割り当てる。報酬として付与される譲渡制限付株式は、支給対象となる取締役が、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日まで、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、当社の取締役会が定める期間(役務提供期間)中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、正当な理由によらない役務提供期間中の退任、法令または社内規則の違反その他の割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、割当株式を無償で取得する。

なお、基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の割合の目安は、概ね7:2:1(個人別業績指標100%達成の場合。なお取締役により比率は異なる。)とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬額の具体的内容の決定につき委任を受けた代表取締役社長が、代表取締役社長及び独立社外取締役を含む指名・報酬委員会の審議を受けて、決定するものとする。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |               | 対象となる<br>役員の数<br>(人) |
|-------------------|-----------------|---------------------|---------------|----------------------|
|                   |                 | 固定報酬                | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                      |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 81              | 64                  | 16            | 3                    |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 9               | 9                   | —             | 1                    |
| 社外取締役             | 15              | 15                  | —             | 3                    |
| 社外監査役             | 9               | 9                   | —             | 2                    |

(注) 1. 上記の支給人員には、無報酬のため取締役1名及び監査役1名を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 譲渡制限付株式報酬は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(4)④イ. 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の報酬限度額は、2002年1月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、当該年額の枠内で、以下のとおり報酬限度額について決議いただいております。

・2021年6月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は40百万円以内、当該定めにかかる当該総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

5. 監査役の報酬限度額は、2002年1月15日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

6. 取締役会は、代表取締役社長新井健資に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役熊谷聖一氏は、日本印刷株式会社代表取締役社長、一般財団法人夢チャレンジ財団評議員、株式会社荻野屋社外取締役、株式会社ヘリックスジャパン社外取締役、株式会社ヴェスパー社外取締役、株式会社さくらユナイテッドソリューション社外取締役、イニシ阿斯株式会社社外監査役であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

取締役佃秀昭氏は、株式会社ボードアドバイザーズ代表取締役社長であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

取締役須藤実和氏は、株式会社プラネットプラン代表取締役、株式会社アシックス社外取締役、株式会社コーセー社外取締役、株式会社関電工社外取締役、公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人日本バレーボール協会副会長、公益財団法人日本サッカー協会理事であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

監査役市川祐生氏は、佐藤新総合法律事務所に所属する弁護士であり、当社と同氏が所属する法律事務所との間に特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社アクシスパートナーズ社外取締役であり、当社と同氏が兼職する法人との間に特別な関係はありません。

監査役角田朋子氏は、株式会社Lumiere代表取締役、角田朋子公認会計士事務所代表公認会計士、ハウスコム株式会社社外取締役、太陽誘電株式会社社外取締役監査等委員であり、当社と同氏が兼職する法人及び会計士事務所との間に特別な関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                         |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 熊 谷 聖 一 | 当事業年度開催の取締役会のうち83.3%に出席いたしました。当社の社外監査役を経て社外取締役に就任以降、都銀出身の豊富な知識・経験を踏まえ企業経営者としての高い見識から当社の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。                                                          |
|       | 佃 秀 昭   | 当事業年度開催の取締役会のうち91.7%に出席いたしました。社外取締役就任以降、コンサルティング会社出身の豊富な知識・経験を踏まえ企業経営者としての高い見識から当社の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された2回の指名・報酬委員会のうち100%に出席し、役員の人事・報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。 |
|       | 須 藤 実 和 | 当事業年度開催の取締役会のうち100%に出席いたしました。社外取締役就任以降、公認会計士としての専門的見地並びに戦略コンサルティング活動を通じた豊富な知識・経験を踏まえマーケティング及び企業経営について専門的観点から当社の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。                                  |

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                               |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 市 川 祐 生 | 当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、当事業年度開催の監査役会のうち100%に出席し、主に弁護士としての専門的な知見と経験を踏まえ当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンス等について中立的・客観的な立場から有益な役割を果たしております。                           |
|       | 角 田 朋 子 | 当事業年度開催の取締役会のうち100%に、また、当事業年度開催の監査役会のうち100%に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門性、経営者並びに社外役員としての知見と経験を踏まえ中立的・客観的な立場から、当社の業務執行への提言及び経営の監督機能の強化に有益な役割を果たしております。 |

#### (5) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査

人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させております。

ロ. 業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」（委員：取締役、監査役等）を設置し、定期的に全店舗の事業活動につき精査・分析を行い、結果は取締役会に報告するなどコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

ハ. 法令、定款及び社内規程に反する行為の未然防止、あるいは早期に発見し、正すための「内部通報制度」を設置しております。

ニ. 内部監査室の機能を高め、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか確認し、その執行状況を監視しており、結果は代表取締役及び監査役会へ報告しております。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を始め社内諸規程に基づき情報を適切に保存・管理を行うとともに、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できることとしております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクを回避あるいは最小限に抑えるため、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の管理・監視を行うとともに全社対応については人事総務部長が各部門担当役員と連携して規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行うなどの管理体制を確立しております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を月1回開催するほか、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

ロ．取締役会では、事業部門の実績を基に、毎期の予算と実績の進捗状況を定期的に検証し業績向上を図っております。

**⑤ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

所管部署を人事総務部とし、「関係会社管理規程」に基づき子会社への適切な経営指導を行いグループ企業全体の経営効率の向上を図っております。また、内部監査室による子会社監査役と連携した定期的な監査を実施するとともに、結果は当社取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。

**⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、社内から適切な選任を行い補助者を任命することとしておりますが、現在監査役からのその職務を補助する使用人の要求は行われておりません。

**⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

取締役は補助者の業務に対して不当な制約は行わないこととしております。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反のみならず当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報状況等を監査役会に都度報告することとしております。

**⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを周知徹底しております。

**⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

イ．監査役が通常の監査によって生ずる監査費用を請求した場合は、速やかに処理を行っております。

ロ．監査役が通常の監査費用以外に緊急又は臨時の支出及び専門家を利用する新たな費用等が発生する場合においては、「監査役監査基準」に基づき適宜処理を行っております。

**⑪ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ．監査役会は月1回以上開催しております。

ロ．監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を開催しております。

ハ．監査役会は内部監査室、会計監査人及び子会社監査役と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

ニ．監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることとしております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**① 取締役会**

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席して開催しております。定例取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定を図っております。

**② 監査役会**

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。

定例監査役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。

常勤監査役は、株主総会、取締役会、経営会議、その他の会議に必要な応じて出席することで経営方針等を把握すると共に、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。また、各監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図ることと監査役監査機能を強化しております。

### ③ 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長、管理本部長、部長、室長、常勤監査役等により構成され、定例経営会議を原則として毎月1回開催し、当社の経営上の重要な経営方針の決定、営業戦略の遂行状況の報告が行われると共に、経営全般にわたる重要事項を審議しております。

### ④ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、管理本部長、常勤監査役、内部監査室室長、営業部長等、女性を含む社内委員及び社外監査役（弁護士）が出席し、原則として毎月1回開催し、社内発生したコンプライアンス違反事象やハラスメント報告、内部通報や外部通報等の情報について報告を行っております。また、クレーム報告の内容を確認し、コンプライアンス違反事象や訴訟への進展を未然に防止するための体制を整備し、コンプライアンス全般にわたる重要事項の有無の確認を行っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をいただいています。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従って、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。このような者により当社株式の大規模買付が行われた場合には、株主共同の利益の確保・向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしてまいります。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。

第3次中期経営計画期間中の配当性向は、消費税等差額の影響を除いた調整後親会社株主に帰属する当期純利益を基準に算定を行い、40%以上かつ累進配当とする方針としております。当方針に基づき、当連結会計年度の1株当たりの配当金につきましては、調整後配当性向40.2%となる56.0円（中間配当28.0円、期末配当28.0円）の配当とさせていただきます。

また、第4次中期経営計画期間中の配当性向は、50%以上かつ累進配当とする方針としております。そのため、翌連結会計年度（2026年3月期）の配当金につきましては、配当性向50.7%となる1株当たり70.0円（中間配当35.0円、期末配当35.0円）を予定しております。



# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部           |        |
| 流 動 資 産     | 81,050 | 流 動 負 債           | 11,028 |
| 現金及び預金      | 18,766 | 買 掛 金             | 4,534  |
| 販売用不動産      | 39,141 | 契 約 負 債           | 509    |
| 仕掛販売用不動産    | 22,394 | 未 払 法 人 税 等       | 2,667  |
| 未収還付法人税等    | 5      | 未 払 消 費 税 等       | 81     |
| そ の 他       | 745    | 賞 与 引 当 金         | 557    |
| 貸 倒 引 当 金   | △3     | 工 事 保 証 引 当 金     | 378    |
| 固 定 資 産     | 2,278  | 訴 訟 損 失 引 当 金     | 2      |
| 有 形 固 定 資 産 | 800    | 災 害 損 失 引 当 金     | 54     |
| 建物及び構築物     | 147    | そ の 他             | 2,241  |
| 土 地         | 565    | 固 定 負 債           | 26,581 |
| そ の 他       | 86     | 長 期 借 入 金         | 26,500 |
| 無 形 固 定 資 産 | 155    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 71     |
| 投資その他の資産    | 1,322  | そ の 他             | 9      |
| 繰延税金資産      | 992    | 負 債 合 計           | 37,610 |
| そ の 他       | 331    | 純 資 産 の 部         |        |
| 貸 倒 引 当 金   | △1     | 株 主 資 本           | 45,719 |
| 資 産 合 計     | 83,329 | 資 本 金             | 3,778  |
|             |        | 資 本 剩 余 金         | 3,763  |
|             |        | 利 益 剩 余 金         | 38,395 |
|             |        | 自 己 株 式           | △219   |
|             |        | 純 資 産 合 計         | 45,719 |
|             |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 83,329 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 129,537 |
| 売 上 原 価                 | 98,835  |
| 売 上 総 利 益               | 30,702  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 16,479  |
| 営 業 利 益                 | 14,222  |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 手 数 料               | 5       |
| 受 取 保 険 金               | 0       |
| 受 取 割 引 料               | 4       |
| 受 取 賠 償 金               | 9       |
| そ の 他                   | 14      |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 306     |
| シンジケートローン手数料            | 28      |
| そ の 他                   | 46      |
| 経 常 利 益                 | 13,876  |
| 特 別 利 益                 |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0       |
| 特 別 損 失                 |         |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 6       |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 13,870  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,497   |
| 法 人 税 等 還 付 税 額         | △0      |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △177    |
| 当 期 純 利 益               | 9,550   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         | 9,550   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高         | 3,778   | 3,703 | 33,139 | △332    | 40,289 |
| 当連結会計年度変動額          |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |       | △4,294 |         | △4,294 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |       | 9,550  |         | 9,550  |
| 自己株式の取得             |         |       |        | △0      | △0     |
| 自己株式の処分             |         | 60    |        | 113     | 173    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |        |         | —      |
| 当連結会計年度変動額合計        | —       | 60    | 5,256  | 113     | 5,429  |
| 当連結会計年度末残高          | 3,778   | 3,763 | 38,395 | △219    | 45,719 |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|-------|--------|
| 当連結会計年度期首残高         | 52    | 40,341 |
| 当連結会計年度変動額          |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |       | △4,294 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |       | 9,550  |
| 自己株式の取得             |       | △0     |
| 自己株式の処分             |       | 173    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △52   | △52    |
| 当連結会計年度変動額合計        | △52   | 5,377  |
| 当連結会計年度末残高          | —     | 45,719 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部           |        |
| 流 動 資 産           | 62,339 | 流 動 負 債           | 8,806  |
| 現 金 及 び 預 金       | 16,639 | 買 掛 金             | 3,741  |
| 売 掛 金             | 16     | リ ー ス 債 務         | 1      |
| 販 売 用 不 動 産       | 25,010 | 未 払 金             | 1,091  |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産   | 15,338 | 未 払 費 用           | 697    |
| 貯 蔵 品             | 29     | 未 払 法 人 税 等       | 2,106  |
| 前 渡 金             | 83     | 未 払 消 費 税 等       | 69     |
| 前 払 費 用           | 166    | 契 約 負 債           | 319    |
| 関係会社短期貸付金         | 5,000  | 賞 与 引 当 金         | 384    |
| 未収還付法人税等          | 5      | 工 事 保 証 引 当 金     | 317    |
| そ の 他             | 53     | 訴 訟 損 失 引 当 金     | 2      |
| 貸 倒 引 当 金         | △3     | 災 害 損 失 引 当 金     | 54     |
| 固 定 資 産           | 9,096  | そ の 他             | 19     |
| 有 形 固 定 資 産       | 779    | 固 定 負 債           | 26,569 |
| 建 物               | 121    | 長 期 借 入 金         | 26,500 |
| 構 築 物             | 7      | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 60     |
| 器 具 備 品           | 83     | 資 産 除 去 債 務       | 3      |
| 土 地               | 565    | そ の 他             | 6      |
| リ ー ス 資 産         | 1      | 負 債 合 計           | 35,375 |
| そ の 他             | 0      | 純 資 産 の 部         |        |
| 無 形 固 定 資 産       | 152    | 株 主 資 本           | 36,059 |
| 商 標 権             | 8      | 資 本 金             | 3,778  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 138    | 資 本 剰 余 金         | 3,763  |
| そ の 他             | 6      | 資 本 準 備 金         | 3,640  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8,164  | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 123    |
| 関 係 会 社 株 式       | 4,122  | 利 益 剰 余 金         | 28,736 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 3,000  | 利 益 準 備 金         | 22     |
| 長 期 前 払 費 用       | 113    | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 28,713 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 775    | 別 途 積 立 金         | 152    |
| そ の 他             | 154    | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 28,561 |
| 貸 倒 引 当 金         | △1     | 自 己 株 式           | △219   |
| 資 産 合 計           | 71,435 | 純 資 産 合 計         | 36,059 |
|                   |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 71,435 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年 4 月 1 日から )  
( 2025年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 89,709 |
| 売 上 原 価                 |       | 64,953 |
| 売 上 総 利 益               |       | 24,755 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 13,053 |
| 営 業 利 益                 |       | 11,701 |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 93    |        |
| 受 取 手 数 料               | 3     |        |
| そ の 他                   | 24    | 120    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 306   |        |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 28    |        |
| そ の 他                   | 30    | 364    |
| 経 常 利 益                 |       | 11,458 |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 6     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0     | 6      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 11,451 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 3,609 |        |
| 法 人 税 等 還 付 税 額         | △0    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △123  | 3,485  |
| 当 期 純 利 益               |       | 7,965  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |            |               |              |      |        |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------|---------------|--------------|------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |            |               |              | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金   |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |        |
|                         |         |           |                |              |           | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |        |
| 当 期 首 残 高               | 3,778   | 3,640     | 63             | 3,703        | 22        | 152        | 24,890        | 25,065       | △332 | 32,215 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |            |               |              |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                | －            |           |            | △4,294        | △4,294       |      | △4,294 |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                | －            |           |            | 7,965         | 7,965        |      | 7,965  |
| 自己株式の取得                 |         |           |                | －            |           |            |               | －            | △0   | △0     |
| 自己株式の処分                 |         |           | 60             | 60           |           |            |               | －            | 113  | 173    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                | －            |           |            |               | －            |      | －      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | 60             | 60           | －         | －          | 3,670         | 3,670        | 113  | 3,844  |
| 当 期 末 残 高               | 3,778   | 3,640     | 123            | 3,763        | 22        | 152        | 28,561        | 28,736       | △219 | 36,059 |

|                         | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | 52        | 32,267    |
| 当 期 変 動 額               |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           | △4,294    |
| 当 期 純 利 益               |           | 7,965     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           | 173       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △52       | △52       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △52       | 3,792     |
| 当 期 末 残 高               | —         | 36,059    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社カチタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

|                    |       |    |   |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 広瀬 | 勉 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 | 裕 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カチタスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カチタス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。



監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社カチタス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |    |   |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 広瀬 | 勉 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 | 裕 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カチタスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

2025年5月27日

株式会社カチタス 監査役会

監査役 早瀬 敏希 (印)

監査役 福田 述 (印)

社外監査役 市川 祐生 (印)

社外監査役 角田 朋子 (印)

当監査役会は、株式会社カチタスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

現在の取締役 7 名（うち社外取締役 3 名）全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役 7 名（うち社外取締役 3 名）の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

（株式数は2025年 3 月31日現在）

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | あら い かつ とし<br>新 井 健 資<br>(1968年12月 2 日生) | <p>1993年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1997年 9 月 衆議院議員古川元久事務所秘書</p> <p>1999年 2 月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インク入社</p> <p>2004年 8 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2012年 6 月 株式会社やすらぎ（現 株式会社カチタス）入社<br/>代表取締役社長（現任）</p> <p>2016年 3 月 株式会社リプライス代表取締役会長</p> <p>2017年 3 月 株式会社リプライス代表取締役社長</p> <p>2022年 6 月 株式会社リプライス代表取締役会長（現任）</p> <p>2025年 6 月 株式会社シコメルフードテック<br/>社外取締役（予定）</p> | 557,945株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | よこ た かず ひと<br>横 田 和 仁<br>(1967年10月29日生)   | 1988年 4 月 株式会社リクルート（現 株式<br>会社リクルートホールディング<br>ス）入社<br>2006年10月 株式会社キャリアデザインセン<br>ター 代表取締役副社長<br>2012年 8 月 株式会社やすらぎ（現 株式会<br>社カチタス）入社 管理本部長<br>2016年 3 月 株式会社リプライス取締役<br>（現任）<br>2017年 6 月 当社取締役管理本部長兼総務部<br>長<br>2020年 4 月 当社取締役管理本部長（現任）                                                                                                     | 239,126株          |
| 3          | うし じま たか ゆき<br>牛 嶋 孝 之<br>(1984年 1 月30日生) | 2008年 4 月 株式会社ワイキューブ入社<br>2009年 5 月 株式会社ライク（現 株式会<br>社リプライス）入社<br>2014年 8 月 同社取締役営業部長<br>2017年 4 月 同社取締役副社長兼営業企画部<br>長<br>2017年 6 月 当社取締役（現任）<br>2019年 4 月 株式会社リプライス取締役副社<br>長兼営業部長<br>2022年 6 月 株式会社リプライス代表取締役<br>社長兼業務推進室長<br>2023年 7 月 当社グループ戦略推進室長（現<br>任）<br>株式会社リプライス代表取締役<br>社長兼営業部長兼業務推進室長<br>2024年 7 月 株式会社リプライス代表取締役<br>社長兼営業部長（現任） | 55,068株           |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | しら い とし ゆき<br>白 井 俊 之<br>(1955年12月21日生)         | 1979年4月 株式会社ニトリ（現 株式会社<br>ニトリホールディングス）入社<br>2001年5月 同社取締役<br>2010年5月 同社取締役専務執行役員<br>2014年5月 株式会社ニトリホールディング<br>ス 代表取締役副社長<br>株式会社ニトリ 代表取締役社<br>長<br>2016年2月 株式会社ニトリホールディング<br>ス 代表取締役社長（現任）<br>2017年5月 当社取締役（現任）<br>2018年12月 株式会社Nプラス 取締役（現<br>任）<br>2019年3月 株式会社ニトリファニチャー<br>取締役（現任）<br>2020年2月 株式会社ニトリ 取締役（現<br>任）<br>2020年3月 株式会社ニトリパブリック<br>取締役（現任）<br>2023年6月 株式会社島忠 取締役（現任）<br>2023年8月 株式会社ホームロジスティクス<br>代表取締役会長（現任）<br>2024年9月 株式会社ニトリデジタルベース<br>代表取締役会長（現任） | 一株                |
| 5          | つくだ ひで あき<br>佃 秀 昭<br>(1964年1月20日生)<br>社外取締役候補者 | 1986年4月 株式会社三和銀行（現 株式会<br>社三菱UFJ銀行）入行<br>1999年1月 マクラガンパートナーズアジア<br>インク入社<br>2000年8月 エゴンゼンダー株式会社入社<br>2006年1月 同社パートナー<br>2010年11月 同社代表取締役社長<br>2015年1月 同社グローバル経営委員会委員<br>2018年9月 株式会社産業革新投資機構<br>代表取締役専務COO（非常勤）<br>2018年11月 株式会社ボードアドバイザーズ<br>ジャパン（現 株式会社ボード<br>アドバイザーズ） 代表取締役<br>社長（現任）<br>2019年6月 当社社外取締役（現任）                                                                                                                                                    | 8,000株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | 須 藤 実 和<br>(1963年 8 月 17 日生)<br>社外取締役候補者 | 1988年 4 月 株式会社博報堂入社<br>1991年10月 アーサー・アンダーセン（現<br>有限責任あずさ監査法人）入所<br>1996年10月 シュローダー・ピーティヴィ・<br>パートナーズ株式会社（現 株<br>式会社MKSパートナーズ）入社<br>1997年11月 ベイン・アンド・カンパニー入<br>社<br>2006年 4 月 株式会社ブラネットプラン設立<br>代表取締役（現任）<br>2017年 6 月 公益財団法人日本バレーボール<br>協会 理事<br>2018年 3 月 株式会社アシックス 社外監査<br>役<br>2019年 4 月 慶応義塾大学大学院政策・メデ<br>ィア研究科 特任教授<br>2020年 3 月 株式会社アシックス 社外取締<br>役（監査等委員）<br>2021年 6 月 当社社外取締役（現任）<br>公益財団法人日本オリンピック<br>委員会理事（現任）<br>2023年 3 月 株式会社コーセー 社外取締役<br>（現任）<br>2023年 6 月 株式会社関電工 社外取締役<br>（現任）<br>公益財団法人日本バレーボール<br>協会副会長（現任）<br>2024年 3 月 株式会社アシックス 社外取締<br>役（現任）<br>公益財団法人日本サッカー協会<br>理事（現任） | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7          | <p>※<br/>なか お りゅういちろう<br/>中 尾 隆一郎<br/>(1964年5月15日生)</p> <p>社外取締役候補者</p> | <p>1989年4月 株式会社リクルート（現株式会<br/>社リクルートホールディング<br/>ス）入社</p> <p>2006年4月 同社事業統括室カンパニーパー<br/>トナー</p> <p>2007年4月 同社住まいカンパニー執行役員</p> <p>2013年4月 株式会社リクルートテクノロジ<br/>ーズ（現株式会社リクルート）<br/>代表取締役社長</p> <p>2017年4月 株式会社リクルートホールディ<br/>ングス リクルートワークス研<br/>究所 副所長</p> <p>2017年6月 株式会社施工房 社外取締役</p> <p>2019年1月 株式会社中尾マネジメント研究<br/>所 代表取締役（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社LIFULL 社外取締役<br/>（現任）</p> <p>2020年9月 リンクス株式会社 社外取締<br/>役（現任）</p> <p>2022年7月 株式会社ZUU 社外取締役</p> <p>2025年2月 株式会社CaSy 取締役監査等委<br/>員（現任）</p> | 2,400株            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社は、白井俊之氏が所属している株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本（当社の発行済株式総数の34.2%（議決権比率ベースでは34.2%を所有））・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佃秀昭氏、須藤実和氏及び中尾隆一郎氏の3名は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者（社外取締役候補者を除く）の選任理由
- ① 新井健資氏につきましては、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年であります。

- ② 横田和仁氏につきましては、当社の管理部門の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
  - ③ 牛嶋孝之氏につきましては、当社グループの株式会社リブライスの代表取締役社長として同社を牽引するとともに、当社の取締役として経営の重要事項の決定など当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
  - ④ 白井俊之氏につきましては、株式会社ニトリホールディングスの代表取締役社長として、今まで培ってきた経営に関する豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、非業務執行の取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年1ヶ月であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- ① 佃秀昭氏につきましては、株式会社ボードアドバイザーズの代表取締役社長として、経営全般に関しての豊富な知識・経験等を有しており、引き続き当該知識・経験等を活かして特にESG／SDGs及び人材活用の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
  - ② 須藤実和氏につきましては、公認会計士としての専門の見地並びに企業・ビジネスの研究実績及び戦略コンサルティング活動を通じた豊富な知識・経験等を有しており、当該知識・経験等を活かして特にマーケティング及び企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  - ③ 中尾隆一郎氏につきましては、株式会社中尾マネジメント研究所の代表取締役社長として、経営全般に関しての豊富な知識・経験等の他に、事業開発、ITデジタル、組織活性化、KPIマネジメント等幅広い分野についての知識と経験を活かして特に住宅市場における戦略等について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
6. 白井俊之氏は、当社の特定関係事業者であります株式会社ニトリホールディングスより過去2年間に役員としての報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
7. 当社は、佃秀昭氏及び須藤実和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、中尾隆一郎氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、白井俊之氏、佃秀昭氏及び須藤実和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。

9. 中尾隆一郎氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

| 候補者<br>番 号 | 氏 名    | 取締役候補者が有している専門性と経験 |    |                    |                            |              |                     |             |             |
|------------|--------|--------------------|----|--------------------|----------------------------|--------------|---------------------|-------------|-------------|
|            |        | 会社<br>経営           | 人事 | 営業・マ<br>ーケティ<br>ング | 法務・リ<br>スクマ<br>ネー ジ<br>メント | ESG/<br>SDGs | 会 計 ・<br>ファイ<br>ナンス | I T<br>デジタル | 建築・業<br>界経験 |
| 1          | 新井 健資  | ●                  |    | ●                  |                            |              | ●                   |             |             |
| 2          | 横田 和仁  | ●                  | ●  |                    |                            |              | ●                   |             |             |
| 3          | 牛嶋 孝之  |                    | ●  | ●                  |                            |              |                     |             | ●           |
| 4          | 白井 俊之  | ●                  | ●  | ●                  |                            |              |                     |             |             |
| 5          | 佃 秀昭   | ●                  | ●  |                    |                            | ●            |                     |             |             |
| 6          | 須藤 実和  |                    |    | ●                  |                            |              | ●                   | ●           |             |
| 7          | 中尾 隆一郎 | ●                  |    |                    |                            |              |                     | ●           | ●           |

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

（株式数は2025年3月31日現在）

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                   | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ※<br>たか はし てつ お<br>高 橋 徹 郎<br>(1966年7月29日生)        | 1992年4月 株式会社リクルート（現リクルートホールディングス）入社<br>2014年3月 当社入社<br>2014年7月 当社情報システム部長<br>2016年1月 当社情報システム部長兼仕入・販売サポート部長<br>2017年1月 当社業務サポート部長<br>2022年4月 当社情報システム部長<br>2024年4月 当社内部監査室室長（現任）                                                                                                                            | 60,000株           |
| 2          | ふく だ のぶ<br>福 田 述<br>(1977年3月7日生)                   | 2001年4月 日本航空株式会社入社<br>2012年6月 株式会社ニトリ入社<br>2014年10月 同社店舗営業部仙台港店店長<br>2017年6月 株式会社ニトリホールディングス 予算管理室室長<br>2018年9月 同社経営計画推進室室長<br>2019年6月 当社監査役（現任）<br>2022年5月 株式会社ニトリホールディングス アライアンス推進室室長（現任）                                                                                                                 | 一株                |
| 3          | つ の だ と も こ<br>角 田 朋 子<br>(1971年4月9日生)<br>社外監査役候補者 | 2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）監査部門入所<br>2004年10月 個人会計事務所開所<br>2008年10月 有限責任監査法人トーマツ アドバイザリー事業本部入所<br>2014年2月 角田朋子公認会計士事務所開所<br>同所代表公認会計士（現任）<br>2017年8月 株式会社シン・コーポレーション社外取締役<br>2018年6月 ハウスコム株式会社社外取締役<br>2018年8月 株式会社Lumiere設立<br>代表取締役（現任）<br>2021年6月 当社社外監査役（現任）<br>2024年6月 太陽誘電株式会社社外取締役<br>監査等委員（現任） | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                               | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | ※<br>ふくしま 福 島 かなえ<br>(1974年3月30日生)<br>社外監査役候補者 | 1998年4月 最高裁判所司法研修所入所<br>2000年4月 東京地方裁判所判事補任官<br>2004年8月 横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補<br>2005年4月 那覇家庭・地方裁判所判事補<br>2008年4月 東京地方裁判所判事補<br>2010年4月 東京地方裁判所判事<br>2012年4月 神戸地方裁判所判事<br>2014年4月 東京高等裁判所判事<br>2016年4月 司法研修所教官<br>2019年4月 宇都宮・清水・陽来法律事務所入所<br>2022年6月 株式会社WOW WORLD 社外取締役<br>(監査等委員)<br>2022年8月 株式会社イクシス社外監査役<br>(現任)<br>2022年10月 株式会社WOW WORLD GROUP<br>社外取締役 (監査等委員)<br>2023年1月 宇都宮・清水・陽来法律事務所<br>パートナー (現任)<br>2023年6月 株式会社ワールド社外取締役<br>(監査等委員) (現任)<br>2023年12月 東京都労働委員会公益委員 (現任)<br>2024年6月 株式会社ソラスト社外監査役<br>(現任) | 一株                |

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 当社は、福田述氏が所属している株式会社ニトリホールディングスとの間で、資本（当社の発行済株式総数の34.2％（議決権比率ベースでは34.2％を所有））・業務提携契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 角田朋子氏及び福島かなえ氏は、社外監査役候補者であります。

4. 監査役候補者の選任理由

① 高橋徹郎氏を監査役候補者とした理由は、同氏が情報システムに精通し、当社の事務管理部門の幹部としての豊富な経験・知識を活かして当社のガバナンス体制の強化に適切な役割を果たすことが期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。

② 福田述氏を監査役候補者とした理由は、財務・管理会計などの分野に関する専門的知識と経験を豊富に有し、客観的視点で当社のコーポレートガバナンス体制の強化に適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- ③ 角田朋子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門性、経営者並びに社外役員としての知見と経験を有し、中立的・客観的な立場から当社の業務執行への提言及び経営の監督機能の強化に有益な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ④ 福島かなえ氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの裁判官・弁護士としての豊富な司法経験と幅広い見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、その知見を当社のコーポレートガバナンス・コンプライアンス遵守体制に活かしていただくことで、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化等に尽力いただけることが期待できることから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 福田述氏は、当社の特定関係事業者であります株式会社ニトリホールディングスより過去2年間に使用人としての報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
6. 当社は、福田述氏及び角田朋子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 高橋徹郎氏及び福島かなえ氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、角田朋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、福島かなえ氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。



(ご参考)

**監査役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）**

監査役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名    | 監査役候補者が有している専門性と経験 |    |                        |                               |                   |                   |             |                 |
|-----------|--------|--------------------|----|------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------|-----------------|
|           |        | 会社<br>経営           | 人事 | 営業・<br>マーケ<br>ティン<br>グ | 法務・<br>リスク<br>マネー<br>ジメン<br>ト | E S G/<br>S D G s | 会計・<br>ファイ<br>ナンス | I T<br>デジタル | 建築・<br>業界経<br>験 |
| 1         | 高橋 徹郎  |                    |    |                        | ●                             |                   |                   | ●           |                 |
| 2         | 福田 述   |                    |    | ●                      |                               |                   | ●                 |             |                 |
| 3         | 角田 朋子  | ●                  |    |                        |                               |                   | ●                 |             | ●               |
| 4         | 福島 かなえ |                    | ●  |                        | ●                             |                   |                   |             |                 |

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者中西徳之氏は現任の常勤監査役の補欠として、候補者小笹勝章氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(株式数は2025年3月31日現在)

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | なか にし のり ゆき<br>中 西 徳 之<br>(1964年12月7日生) | 1991年4月 共同石油株式会社(現 ENEOS<br>株式会社)入社<br>1999年6月 株式会社ワセダ入社<br>2003年3月 株式会社ベネック入社<br>2008年9月 株式会社やすらぎ(現 株式会<br>社カチタス)入社<br>2010年6月 当社総務部総務人事課長<br>2011年6月 当社執行役員総務部部长<br>2011年11月 当社執行役員管理部長(現任) | 12,000株           |
| 2          | お ざき かづ あき<br>小 笹 勝 章<br>(1969年11月9日生)  | 1998年4月 最高裁判所司法研修所 入所<br>2000年4月 笠井総合法律事務所 入所<br>(現任)<br>2016年4月 司法研修所教官<br>2021年4月 学校法人聖トマ学園監事<br>(現任)                                                                                       | 一株                |

(注) 1. 中西徳之氏及び小笹勝章氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 小笹勝章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠監査役候補者の選任理由

- ① 中西徳之氏を補欠の監査役候補者とした理由は、総務・法務などの管理分野における豊富な経験と幅広い見識を監査に活かしていただくためであります。
- ② 小笹勝章氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識と経験を当社の監査に活かしていただくためであります。なお、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 当社は、中西徳之氏及び小笹勝章氏が監査役に就任した場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。中西徳之氏及び小笹勝章氏が監査役に就任した場合、両氏は

当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

6. 小笹勝章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

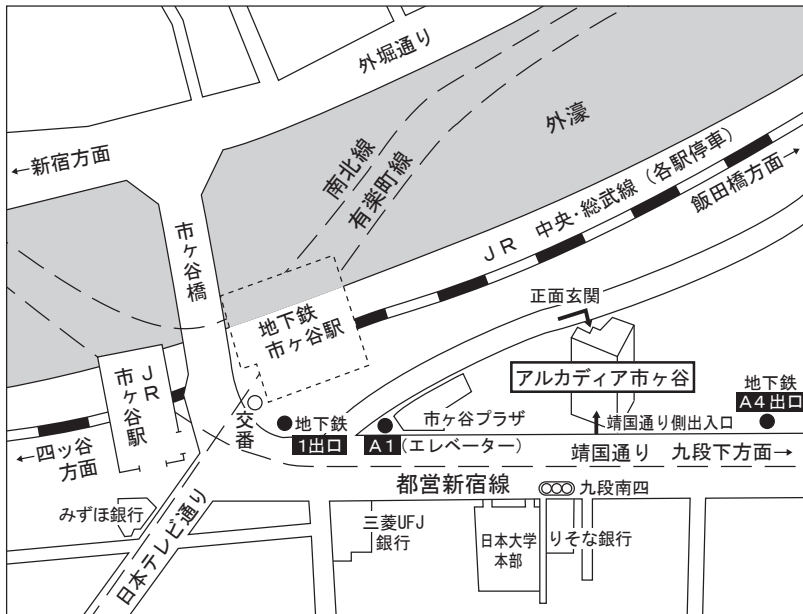
以 上

## 株主総会会場ご案内図

アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「阿蘇」

東京都千代田区九段北4丁目2番25号

TEL 03-3261-9921



## 交通アクセス

- ・東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅（１またはＡ１）出口から徒歩２分
- ・都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅（Ａ１またはＡ４）出口から徒歩２分
- ・ＪＲ中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅から徒歩２分